

# 兵庫県公報

令和6年3月15日 金曜日 第498号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（計画課）	1
○保安林の指定の解除予定（治山課）	2
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	2
○同上（同）	2
○淡路都市計画公共下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	3
○総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（神戸県民センター）	3
○道路の位置指定（北播磨県民局）	4
<b>公 告</b>	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	4
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	4
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	5
○同上（同）	6
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	7
○同上（北播磨県民局）	8
<b>人事委員会公告</b>	
○兵庫県職員事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）・技術系職種（春日程）採用試験の実施	8

## 告 示

### 兵庫県告示第195号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、令和6年3月15日から施行する。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中	「兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画 まちづくり基本方針 ひょうご経済・雇用戦略 ひょうご社会基盤整備基本計画 芸術文化振興ビジョン ひょうご子ども・子育て未来プラン 兵庫県男女共同参画計画 ひょうご多文化共生社会推進指針 兵庫県住生活基本計画 兵庫県国土利用計画 兵庫県2030年の展望」	を	「兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画 まちづくり基本方針 ひょうご経済・雇用戦略 ひょうごインフラ整備基本方針 芸術文化振興ビジョン ひょうご子ども・子育て未来プラン 兵庫県男女共同参画計画 ひょうご多文化共生社会推進指針 兵庫県住生活基本計画 兵庫県国土利用計画 兵庫県2030年の展望」	に改める。
-----	--	---	--	-------

兵庫県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南あわじ市津井字本谷1890の4
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅（孤立保安林のため）

兵庫県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月15日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 檜倉山東線	朝来市山東町与布土字郡谷316番3から 同市山東町与布土字与戸657番まで	旧	4.0から 23.0まで	120.0	
		新	4.0から 49.0まで	128.0	

兵庫県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年3月15日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区矢田字前田105番4から 同郡同町香住区七日市字下川原176番 9まで	旧	8.0から 33.0まで	472.0	
		新	8.0から 26.0まで	440.0	

**兵庫県告示第199号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
淡路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
淡路都市計画公共下水道事業 淡路市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成7年4月11日から平成36年3月31日まで  
変更後 平成7年4月11日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第200号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年3月15日

兵庫県神戸県民センター長 大久保和代

- 1 指定する貯水施設の所在地  
神戸市北区山田町中宇金場6、同市同区山田町東下字エノコロ谷1、同市同区八多町深谷字西谷355-1、同市同区八多町深谷字池の上313、同市同区八多町下小名田字宮ヶ谷559、同市同区八多町吉尾字下榎尾1000、同市同区八多町吉尾字下榎尾1001、同市同区大沢町日西原2881から2891、同市同区淡河町木津字尻谷488、同市同区长尾町宅原字三山1149
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
福地田人水利組合	神戸市北区山田町福地字ヲチエ39	下浦久志
熊谷水利組合	同 市同区山田町東下字野田北43	西脇元宏
五町西谷池水利組合	同 市同区八多町附物1021	西浦秀男
神戸市深谷水利組合	同 市同区八多町深谷243	向井孝史
下小名田水利組合	同 市同区八多町下小名田594	森丈実
吉尾財産区	同 市同区八多町吉尾633	竹垣広聡
二ツ池水利組合	同 市同区大沢町中大沢804	西山千秋
木津南池水利	同 市同区淡河町木津227	藤井親男
数合池係水利組合	同 市同区长尾町宅原701-2	豊浦貞夫

- 3 指定する理由  
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第201号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05北播位置 0002号	6.3.1	小野市天神町字大歳ノ上西1073番1	5.0	49.57

**公 告**

**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局、県民センター	紛失年月日
100 リットル 券	船舶	3365584	令和6年 3月31日	1	豊岡市小島21-1 (株)吉宗 津居山マリン給油所	但馬県民局	令和6年 2月26日

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) マルナカ物部店  
 所在地 洲本市物部三丁目639番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一  
 外未定1者
- 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和6年10月30日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,124平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
88台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
61台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
64平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
32.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時から午後9時45分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出口1箇所、入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和6年2月29日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年3月15日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年7月16日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイエーグルメシティ西大島店  
所在地 尼崎市稲葉荘1-1-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西嶋泰男
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤 靖 英

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 峠 泰 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤 靖 英

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 峠 泰 男

4 変更年月日

令和4年3月1日

5 届出年月日

令和6年2月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年3月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年7月16日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー西宮店

所在地 西宮市浜松原町21番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 峠 泰 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 マルナカ西宮店

イ 変更後

名称 ダイエー西宮店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤 靖 英

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 峠 泰 男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤 靖 英
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤 木 祥 二
外4者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 峠 泰 男
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町 野 雅 俊
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	佐 々 昌 俊
外4者		

4 変更年月日

令和5年3月1日 ほか

5 届出年月日

令和6年2月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年3月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年7月16日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曾根町字御茶屋2301番60

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市中島1丁目6番10号  
株式会社NK 代表取締役 中 務 潤 子

3 許可年月日及び許可番号

令和5年6月27日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14号（5高砂）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市野村町字大日ノ上1197番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市敷地町1603番の1  
株式会社藤本工務店 代表取締役 藤本和敬
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年11月10日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17号（5西脇）

人事委員会公告

兵庫県職員事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）・技術系職種（春日程）採用試験の実施

兵庫県職員事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）・技術系職種（春日程）採用試験を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

兵庫県人事委員会

- 1 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）
  - (1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
総合事務職	20名	次のいずれかに該当する者とする。 1 1997（平成9）年4月2日から2003（平成15）年4月1日までに生まれた人（2025（令和7）年4月1日現在における年齢が22歳～27歳の人） 2 2003（平成15）年4月2日以降に生まれた人で次のいずれかに該当する人 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び2025（令和7）年3月31日までに卒業する見込みの人 (2) 外国における大学などを卒業した人（2025（令和7）年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した人（2025（令和7）年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。）

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する者
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 試験日及び試験会場



区分	試験日	試験会場
第1次試験	<u>S P I 3</u> 2024（令和6）年4月13日（土）から同月26日（金）のうち、各受験者が選択する日 <u>アピールシート</u> インターネットで、2024（令和6）年4月26日（金）までに入力・提出	全国のテストセンターのうち、受験者が選択する会場
第2次試験	2024（令和6）年5月15日（水）から同月24日（金）のうち指定する1日	神戸市内

(3) 試験の方法

ア 第1次試験

(7) S P I 3

a 基礎能力検査

言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力を問う。

b 性格検査

職務遂行に必要な適性について検査を行う。

(4) アピールシート

大学等での経験や実績を、県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

イ 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

(7) 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

(4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

(4) 合格者の発表

ア 第1次試験

2024（令和6）年5月上旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

イ 第2次試験

2024（令和6）年6月上旬

人事委員会事務局に掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/soukispi.html>

また、人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「事務系職種（大卒程度・早期S P I 枠）請求」と朱書き、人事委員会事務局へ請求すること。

イ 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。

アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/soukispimoushikomi.html>

ウ 受付期間

2024（令和6）年3月14日（木）午前10時から同年4月5日（金）午後5時まで（受信有効）

2 技術系職種（春日程）

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

ア 大卒程度

試験職種	採用予定人員	受験資格																		
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 保健師 エ 農学職 オ 林学職 カ 水産職 キ 環境科学職 ク 総合土木職 ケ 建築職 コ 機械職 サ 電気職 シ 薬剤師	13名 5名 10名 15名 6名 1名 2名 30名 5名 1名 1名 27名	<p>1 年齢制限</p> <p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 1997(平成9)年4月2日から2003(平成15)年4月1日までに生まれた者(2025(令和7)年4月1日現在で22歳から27歳までの者)</p> <p>なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 584 1366 770"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師 薬剤師</td> <td>1997(平成9)年4月2日以降に生まれた者(2025(令和7)年4月1日現在で27歳以下の者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 2003(平成15)年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び2025(令和7)年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>イ 外国における大学などを卒業した者(2025(令和7)年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)で学校教育における16年の課程を修了した者(2025(令和7)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。)</p> <p>2 任用資格</p> <p>次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。</p> <p>なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 1379 1366 1599"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格免許</p> <p>次の職種は、それぞれの資格免許を有する者又は見込者に限る。</p> <table border="1" data-bbox="730 1753 1366 1917"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	保健師 薬剤師	1997(平成9)年4月2日以降に生まれた者(2025(令和7)年4月1日現在で27歳以下の者)	職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格	職種	資格免許	保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者	薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者
職種	年齢																			
保健師 薬剤師	1997(平成9)年4月2日以降に生まれた者(2025(令和7)年4月1日現在で27歳以下の者)																			
職種	任用資格																			
児童福祉司	児童福祉司の任用資格																			
心理判定員	心理判定員の任用資格																			
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格																			
職種	資格免許																			
保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者																			
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者																			

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

地方公務員法第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する者

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 2 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 経験者

試験職種	採用予定人員	受験資格																				
ア 児童福祉司	3名	<p>1 年齢制限 1979(昭和54)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた者(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から45歳までの者) なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>1965(昭和40)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた者</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から59歳までの者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格免許 次の職種は、それぞれの資格免許を有する者又は見込者に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	児童福祉司	1965(昭和40)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた者	心理判定員	(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から59歳までの者)	職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格	職種	資格免許	保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者	薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者
職種	年齢																					
児童福祉司	1965(昭和40)年4月2日から1997(平成9)年4月1日までに生まれた者																					
心理判定員	(2025(令和7)年4月1日現在で28歳から59歳までの者)																					
職種	任用資格																					
児童福祉司	児童福祉司の任用資格																					
心理判定員	心理判定員の任用資格																					
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格																					
職種	資格免許																					
保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者																					
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者																					
イ 心理判定員	1名																					
ウ 保健師	2名																					
エ 農学職	3名																					
オ 林学職	1名																					
カ 水産職	1名																					
キ 環境科学職	3名																					
ク 総合土木職	4名																					
ケ 建築職	2名																					
コ 薬剤師	1名																					

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 地方公務員法第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する者
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 1999(平成11)年改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	2024（令和6）年4月21日（日）	県立夢野台高校
面接試験	2024（令和6）年5月15日（水）から同月31日（金）までのうち指定する1日	神戸市内

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

区分	種目	試験会場
大卒程度	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
経験者	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
	エントリーシート	民間企業等での職務経験や実績を中心に、これまで培ってきた経験や知識を県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

イ 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

(7) 個別面接

1人当たり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

(4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験

2024（令和6）年5月上旬

職員採用ポータルサイトに掲載する。

イ 面接試験

2024（令和6）年6月上旬

人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するとともに最終合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_100000018.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000018.html)

また、人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「技術系職種（春日程）請求」と朱書きし、人事委員会事務局へ請求すること。

イ 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2024（令和6）年4月15日（月）頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_100000019.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000019.html)

ウ 受付期間

2024（令和6）年3月14日（木）午前10時から同年4月5日（金）午後5時まで（受信有効）

3 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2026（令和8）年3月31日まで有効とする。

4 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921